

土木工事安全施工技術指針 新旧比較表

令和7年3月版				令和8年3月版				改訂理由
章	節	条	項	章	節	条	項	
1				1				
1	4			1	4			
1	4	3		1	4	3		
1	4	3	0	1	4	3	0	安衛則62.62の2 ・安衛則62の2の新設に伴う適用基準の追加
1	4	3	0	1	4	3	0	
1	4	6		1	4	6		
1	4	6	0	1	4	6	0	・厚生労働省通達基発0420第3号 (R3.4.20)による改訂
1	4	6	0	1	4	6	0	
2				2				
2	1			2	1			
2	1	4		2	1	4		
2	1	4	1	2	1	4	1	・半角カンマの全角カンマへの修正(1箇所)
2	1	4	2	2	1	4	2	・安衛則612の2 ・厚生労働省通達基発0420第3号 (R3.4.20) ・職場における熱中症予防基本対策要綱の改定に伴う改訂。
2	1	4	3	2	1	4	3	・安衛法66の4.66の5 ・安衛則43,44,45,612の2 ・厚生労働省通達基発0420第3号 (R3.4.20) ・職場における熱中症予防基本対策要綱の改定などに伴う改訂。
2	2			2	2			
2	2	1		2	2	1		
2	2	1	1	2	2	1	1	・半角カンマの全角カンマへの修正(3箇所)

令和7年3月版				令和8年3月版				改訂理由
章	節	条	項	章	節	条	項	
2	5			2	5			
2	5	5		2	5	5		
2	5	5	4	2	5	5	4	
2	7			2	7			
2	7	2		2	7	2		
2	7	2	1	2	7	2	1	
2	8			2	8			
2	8	1		2	8	1		
2	8	1	1	2	8	1	1	
2	8	1	2	2	8	1	2	
2	8	1	3	2	8	1	3	
2	8	2		2	8	2		
2	8	2	1	2	8	2	1	
2	8	2	2	2	8	2	2	
2	8	2	3	2	8	2	3	

令和7年3月版				令和8年3月版				改訂理由
章	節	条	項	章	節	条	項	
2	9			2	9			
2	9	2		2	9	2		
2	9	5		2	9	5		
2	9	5		2	9	5	1	
2	11			2	11			
2	11	9		2	11	9		
2	11	9	0 1	2	11	9	0 1	
4				4				
4	2			4	2			
4	2	7		4	2	7		
4	2	7	4 1	4	2	7	4 1	
4	5			4	5			
4	5	7		4	5	7		
4	5	7	4	4	5	7	4	
5				5				
5	4			5	4			
5	4	3		5	4	3		
5	4	3	6	5	4	3	6	
6				6				
6	2			6	2			
6	2	2		6	2	2		
6	2	2	11	6	2	2	11	
6	2	2	13	6	2	2	13	

令和7年3月版				令和8年3月版				改訂理由					
章	節	条	項	本文	適用基準等	章	節	条	項	本文	適用基準等		
15	1	8		8. 山岳トンネル工事における現場管理		15	1	8		8. 山岳トンネル工事における現場管理			
			2	(2) 切羽への労働者の立入を原則として禁止し、真に必要な場合のみ立ち入らせるようにすること。鏡吹付け又は一次吹付け未施工区間の素掘り面直下への立入りは厳に慎むこと。また、切羽（天端）からの45度の範囲は特段の配慮を必要とする範囲とし、範囲の明示などの立入禁止措置を講じ、可能な限り立入りを避けること。これらにやむを得ず立ち入る場合には、切羽監視責任者の監視のもと、バックプロテクターの着用等すること。	山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン 厚生労働省通達基発0326第1号 (R6.3.26) 安衛則151の3, 155, 190					(2) 切羽への労働者の立入を原則として禁止し、真に必要な場合のみ立ち入らせるようにすること。鏡吹付け又は一次吹付け未施工区間の素掘り面直下への立入りは厳に慎むこと。また、切羽（天端）からの45度の範囲は特段の配慮を必要とする範囲とし、範囲の明示などの立入禁止措置を講じ、可能な限り立入りを避けること。これらにやむを得ず立ち入る場合には、切羽監視責任者の監視のもと、バックプロテクターの着用等すること。	「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」厚生労働省通達基発0326第1号 (R6.3.26) 安衛則151の3, 155, 190	・他の記載方法に合わせて修正	
			6	(6) トンネルの作業では、雇入時健康診断、定期健康診断、特定業務従事者の健康診断、じん肺健康診断等の特殊健康診断等を適切に受診させ、作業員の健康状態を把握するとともに、有害物侵入の観察等を行い、環境状況との関連も確認し、さらに保護具の適切な使用に配慮すること。また、必要に応じて、「ずい道等建設労働者健康情報管理システム」を利用すること。	安衛則43, 44, 45 じん肺法7, 8, 9 参考HP https://www.kensai-bou.or.jp/support/tunnel_system_info/employer.html					(6) トンネルの作業では、雇入時健康診断、定期健康診断、特定業務従事者の健康診断、じん肺健康診断等の特殊健康診断等を適切に受診させ、作業員の健康状態を把握するとともに、有害物侵入の観察等を行い、環境状況との関連も確認し、さらに保護具の適切な使用に配慮すること。また、必要に応じて、「ずい道等建設労働者健康情報管理システム」を利用すること。	参考HP https://www.kensai-bou.or.jp/support/tunnel_system_info/employer.html	・半角カンマの全角カンマへの修正（1箇所）	
15	7			第7節 可燃性ガス対策		15	7			第7節 可燃性ガス対策			
			8	8. 緊急の措置	官技発第329号 (S53.7.26) 安衛則389の8					8. 緊急の措置	官技発第329号 (S53.7.26) 安衛則389の8		
			1	(1) 可燃性ガスの濃度が爆発下限限界値の30%以上（メタンガスの場合1.5%以上）であることを認めるときは、直ちに作業員の坑内への立入りを禁止し、安全な場所に退避させ、点火源となるおそれのあるものの使用を停止し、かつ通風、換気を行うこと。							(1) 可燃性ガスの濃度が爆発下限限界値の30%以上（メタンガスの場合1.5%以上）であることを認めるときは、直ちに請負関係の有無に関わらず、労働者以外の者も含めて、当該場所で作業に従事する者の坑内への立入りを禁止し、安全な場所に退避させ、点火源となるおそれのあるものの使用を停止し、かつ通風、換気を行うこと。		・厚生労働省通達（基発043第4号令和6年4月30日）にて、退避させる者の範囲が法的に拡大されたため。 ・半角カンマの全角カンマへの修正（1箇所）
15	8			第8節 掘削工		15	8			第8節 掘削工			
			2	2. 肌落ち防止計画の実施および変更	山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン 厚生労働省通達基発0326第1号 (R6.3.26)					2. 肌落ち防止計画の実施および変更	「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」厚生労働省通達基発0326第1号 (R6.3.26)	・他の記載方法に合わせて修正	
			3	3. 切羽監視責任者の選任等	山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン 厚生労働省通達基発0326第1号 (R6.3.26)					3. 切羽監視責任者の選任等	「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」厚生労働省通達基発0326第1号 (R6.3.26)	・他の記載方法に合わせて修正	

令和7年3月版					令和8年3月版					改訂理由				
章	節	条	項	一	本文	適用基準等	章	節	条	項	一	本文	適用基準等	
15	8	3	2	1	(2) 切羽監視責任者の職務		15	8	3	2	1	(2) 切羽監視責任者の職務		
15	8	3	2	2	切羽監視責任者は、切羽の変状、割目の発生の有無、湧水の有無、岩盤の劣化の状態を含め、2の肌落ち防止計画においてあらかじめ定められた方法により切羽の状態を常時監視すること。監視の結果、肌落ちにより被災するおそれがあると判断される場合には、切羽監視責任者は直ちに切羽から労働者を退避させること。 なお、常時監視にデジタル技術を活用する場合、切羽監視責任者の直接目視による監視と同等以上の安全衛生水準を確保する必要がある。		15	8	3	2	2	切羽監視責任者は、切羽の変状、割目の発生の有無、湧水の有無、岩盤の劣化の状態を含め、2の肌落ち防止計画においてあらかじめ定められた方法により切羽の状態を常時監視すること。監視の結果、肌落ちにより被災するおそれがあると判断される場合には、切羽監視責任者は直ちに切羽から 積負関係の有無に関わらず、労働者以外の者も含めて、当該場所で作業に従事する者を退避させること。 なお、常時監視にデジタル技術を活用する場合、切羽監視責任者の直接目視による監視と同等以上の安全衛生水準を確保する必要がある。		・厚労省通達（基発043第4号令和6年4月30日）にて、退避させる者の範囲が法的に拡大されたため。
15	8	4			4. 坑内掘削		15	8	4			4. 坑内掘削		
15	8	4	5	1	(5) 施工者は、切羽において作業を行うときは、次の事項に留意すること。	山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン 厚生労働省通達基発0326第1号 (R6.3.26)	15	8	4	5	1	(5) 施工者は、切羽において作業を行うときは、次の事項に留意すること。	「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」厚生労働省通達基発0326第1号 (R6.3.26)	・他の記載方法に合わせて修正
16					第16章 シールドトンネル・推進工事		16					第16章 シールドトンネル・推進工事		
16	1				第1節 一般事項		16	1				第1節 一般事項		
16	1	4			4. 事前調査における留意事項	安衛則379 シールドトンネル工事の安全・安心な施工に関するガイドライン (R3.12)	16	1	4			4. 事前調査における留意事項	安衛則379 シールドトンネル工事の安全・安心な施工に関するガイドライン (R3.12)	・適用基準等の欄に改行追加
16	1	8			8. 施工計画における留意事項		16	1	8			8. 施工計画における留意事項		
16	1	8	3		(3) 施工中は掘進線の偏差、漏水、地盤からの有害・可燃性ガスの流入、施工したセグメントの状態等を継続的にモニタリングし、セグメントのひび割れ、継手の損傷、漏水、掘進線の蛇行等の非正常事象が断続的に発生する場合は、施工計画を見直し、必要な措置を講ずること。	シールドトンネル工事に係る安全対策ガイドライン厚生労働省通達基発0321第4号 (H29.3.21)	16	1	8	3		(3) 施工中は掘進線の偏差、漏水、地盤からの有害・可燃性ガスの流入、施工したセグメントの状態等を継続的にモニタリングし、セグメントのひび割れ、継手の損傷、漏水、掘進線の蛇行等の非正常事象が断続的に発生する場合は、施工計画を見直し、必要な措置を講ずること。	「シールドトンネル工事に係る安全対策ガイドライン」厚生労働省通達基発0321第4号 (H29.3.21)	・他の記載に合わせて修正
16	4				第4節 シールドトンネル工事		16	4				第4節 シールドトンネル工事		
16	4	8			8. 掘進管理		16	4	8			8. 掘進管理		
16	4	8	2		(2) シールドによる掘進は、適正な切羽圧力を保持しながら、マシンの姿勢、方向、排土量等を総合的に管理しながら行うこと。	シールドトンネル工事に係る安全対策ガイドライン厚生労働省通達基発0321第4号 (H29.3.21)	16	4	8	2		(2) シールドによる掘進は、適正な切羽圧力を保持しながら、マシンの姿勢、方向、排土量等を総合的に管理しながら行うこと。	「シールドトンネル工事に係る安全対策ガイドライン」厚生労働省通達基発0321第4号 (H29.3.21)	・他の記載方法に合わせて修正

令和7年3月版				令和8年3月版				改訂理由
章	節	条	項	章	節	条	項	
16	4	11		16	4	11		・他の記載方法に合わせて修正
16	4	11	4	16	4	11	4	
本文				本文				
適用基準等				適用基準等				
1 1. セグメント組み立て				1 1. セグメント組み立て				
(4) ジャッキの押し出し、引き抜きの手順は、セグメントの安定性の維持に留意して定めること。特にKセグメントの挿入時のジャッキ操作について十分に留意すること。またシールドジャッキの解放パターンは組立中のセグメントの安定性を十分検討したうえで選定すること。				(4) ジャッキの押し出し、引き抜きの手順は、セグメントの安定性の維持に留意して定めること。特にKセグメントの挿入時のジャッキ操作について十分に留意すること。またシールドジャッキの解放パターンは組立中のセグメントの安定性を十分検討したうえで選定すること。				
シールドトンネル工事に係る安全対策ガイドライン厚生労働省通達基発0321第4号 (H29.3.21) シールドトンネル工事の安全・安心な施工に関するガイドライン (R3.12)				シールドトンネル工事に係る安全対策ガイドライン厚生労働省通達基発0321第4号 (H29.3.21) シールドトンネル工事の安全・安心な施工に関するガイドライン (R3.12)				